（動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正）

第三十条　動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和三十一年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号の二様式から第三号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第三十一条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第三十二条　倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第三十三条　宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第二号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第三十五条第一項第一号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「X六二二五（一九九〇）」を「X六二二五（一九九五）」に改め、同項第二号中「日本工業規格X〇六〇五（一九九〇）」を「日本産業規格X〇六〇五（一九九七）」に改め、同項第三号中「日本工業規格X〇二〇八（一九七六）」を「日本産業規格X〇二〇八（二〇一二）」に改め、同条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「X〇二〇一（一九六九）」を「X〇二〇一（一九九七）」に、「X〇二〇八（一九七六）」を「X〇二〇八（二〇一二）」に、「X〇二一一（一九八六）」を「X〇二一一（一九九四）」に改める。

第三十六条中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二十五号及び様式第二十六号中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第三十四条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三百四十三条第三項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第一号の二様式から第八号様式まで、第十号様式、第十二号様式及び第十五号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（自動車ターミナル法施行規則の一部改正）

第三十五条　自動車ターミナル法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（施工技術検定規則の一部改正）

第三十六条　施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号、別記様式第四号及び別記様式第六号から別記様式第八号までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令の一部改正）

第三十七条　船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（救命艇手規則の一部改正）

第三十八条　救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（指定自動車整備事業規則の一部改正）

第三十九条　指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（自動車道事業報告規則の一部改正）

第四十条　自動車道事業報告規則（昭和三十九年運輸省・建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（旅客自動車運送事業等報告規則の一部改正）

第四十一条　旅客自動車運送事業等報告規則（昭和三十九年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第六号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船員労働安全衛生規則の一部改正）

第四十二条　船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十三条　道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則（昭和三十九年運輸省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（河川法施行規則の一部改正）

第四十四条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四から別記様式第七まで及び別記様式第十六の四中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（道の区域内の国土交通大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令の一部改正）

第四十五条　道の区域内の国土交通大臣が管理する河川に係る流水占用料等に関する省令（昭和四十年建設省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（小型船造船業法施行規則の一部改正）

第四十六条　小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四十七条　船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則（昭和四十二年運輸省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（下水道法施行規則の一部改正）

第四十八条　下水道法施行規則（昭和四十二年建設省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第三まで及び別記様式第六から別記様式第十二までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十五の表紙中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式の第三表の備考４を備考３とする。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四十九条　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年運輸省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。